

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第36号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項第2号中「工事竣工検査書及び写真」の次に「又は検査結果通知書」を加え、同項第4号中「委託業務完了検査書」の次に「又は委託業務検査結果通知書」を加える。

第40条中第2項を第3項とし、第1項中「第164条」の次に「各号」を加え、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第164条第5号の規則で定めるものは、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が納付の委託を受けた歳入等に係る手数料とし、これに対する同号の規則で定める収入金は、当該歳入等に係る収入金とする。

附 則

この規則は、令和5年12月15日から施行する。